

事業評価書

警備業法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第244号）
により新設された規制

平成23年3月
国家公安委員会・警察庁

警備業法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第244号）により新設された規制

1 評価の対象とした政策

(1) 警備業者が書面交付に代えて情報通信の技術を利用する方法を用いる場合の手続

平成16年の警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）の改正により、警備業務に係る契約を締結する際には、依頼者に対して一定の事項を記載した書面を交付することが警備業者に義務付けられるとともに、書面の交付に代えて、依頼者の承諾を得て、情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）を用いて書面に記載すべき事項を提供することができることとされた。

これを受け、平成17年に警備業法施行令（昭和57年政令第308号）が改正され、電磁的方法を用いる場合の手続として、警備業者は、あらかじめ、依頼者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこととした。

これは、警備業者が書面交付に代えて電磁的方法を用いる場合に、あらかじめ、一定の手続を経て依頼者の承諾を得ることを条件とすることとし、当該承諾が依頼者の確定した意思に基づくものであることを担保することにより依頼者の保護を図るものである。

今回の評価は、この警備業法施行令改正により定められた部分を対象とするものである。

(2) 登録講習機関の登録の有効期間を3年とすること

法第23条第1項に基づき都道府県公安委員会が行う警備員等の検定は、学科試験及び実技試験により行われるが、平成16年の警備業法の改正により、国家公安委員会の登録を受けた講習機関（以下「登録講習機関」という。）が行う講習会の課程を修了した者については、警備業務に関する知識・能力を十分に身に付けていることから、これらの試験を免除することとされたところである。これを受け、平成17年に警備業法施行令が改正され、登録講習機関の登録の有効期間を3年と定め、3年ごとに更新を受けなければならないこととした。

これは、一度登録を受けた者が、時間の経過に伴い、登録講習機関の要件を満たさなくなった場合に的確に排除することを可能とし、もって登録講習機関の公正性及び講習会の水準を確保するものである。

今回の評価は、この警備業法施行令改正により定められた部分を対象とするものである。

2 評価の観点

(1) 警備業者が書面交付に代えて電磁的方法を用いる場合の手続

警備業務の依頼者がその希望する方法により警備業者から一定の事項の通知を受けることが可能となっているかを有効性の観点から評価するとともに、警備業者があらかじめ書面又は電磁的方法による依頼者の承諾を得なければならないことが、過大な負担となっていないかについて、効率性の観点から評価する。

(2) 登録講習機関の登録の有効期間を3年とすること

登録を3年ごとに更新しなければならないとして登録講習機関の公正性や講習会の水準を確保することにより、法第23条第4項の合格証明書の交付を受けている警備員（以下「検定合格警備員」という。）の知識及び能力の水準を確保することができているかについて、有効性の観点から評価するとともに、登録講習機関や行政機関にとって、3年ごとに登録の更新に係る事務負担が生じることが過大な負担となっていないかについて、効率性の観点から評価する。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 警備業者が書面交付に代えて電磁的方法を用いる場合の手続

ア 効果の把握の手法

警備業者に対してアンケート調査を実施し、警備業務の依頼者がその希望する方法により警備業者から一定の事項の通知を受けることが可能となったか否かを把握するとともに、本規制により警備業者に生じた負担について把握する。

イ 結果

平成22年11月、社団法人全国警備業協会を通じて、同協会に加盟する警備業者（6,926業者）に対してアンケート調査を実施し、3,792業者から回答を得た（別添1「警備業者に対するアンケート結果～書面交付に代わる電磁的方法の利用について～」参照）。

その結果、「電磁的方法を利用したことがある」と回答した業者は8.8%（333業者）にとどまったが、そのうち90.1%（300業者）は「依頼者から電磁的方法の利用の要望がある場合、必ず利用している」と回答した。また、書面交付に代わる電磁的方法を利用したことがないと回答した業者（3,459業者）のうち「依頼者が希望しているにもかかわらず電磁的方法を利用しない場合がある」と回答したものは4.3%（150業者）にとどまり、多くの業者が書面交付に代わる電磁的方法を利用しないのは、当該方法を強く希望する依頼者が少ないことによるものと認められた。依頼者からの希望があるにもかかわらず電磁的方法を利用しない理由としては、

- ・ 書面の交付が原則であると考えていることから、時間的余裕がある場合は書面を持参して直接手渡すため
- ・ 契約に係る詳細部分について分かりにくい場合は書面を持参して直接説明するため

など、依頼者に配慮した理由が大半を占めた。

このことから、警備業務の依頼者はおおむねその希望する方法により警備業者から通知を受けていると認められ、本政策は有効であると評価できる。

また、アンケート結果中、電磁的方法を利用したことがある業者（333業者）のうち、あらかじめ書面又は電磁的方法により依頼者の承諾を得ることについて特別な負担はないと回答した業者が58%（193業者）を占め、特別な負担が生じていると回答した業者は7.2%（24業者）にとどまった。

なお、特別な負担が生じていると回答した業者は、その内容として、

- ・ インターネットの使用料等を負担しなければならない

- ・ パソコン操作に不慣れな者が多く、パソコン講座の受講等にお金と時間がかかる
 - ・ メールや書面で承諾の返事をもらうのは手間がかかる
- などを挙げた。

このことから、警備業者や依頼者に対し、事前評価時に想定された以上の負担が生じている状況はみられず、本政策は効率的であると評価できる。

(2) 登録講習機関の登録の有効期間を3年とすること

ア 効果の把握の手法

検定合格警備員の労務災害の被災者数、勤務中における犯罪件数について調査し、検定合格警備員の資質の水準が確保されているかを把握するとともに、全登録講習機関の担当者からヒアリングを実施し、登録の更新により生じる負担について把握する。

イ 結果

現在に至るまで、登録講習機関に対する不利益処分は行われていないが、3年ごとに登録の更新を行わなければならないことが違反を発生させない歯止めとなっていると思料される。また、近年では検定合格警備員の大半が登録講習機関の講習会の課程を修了した者であるところ、検定合格警備員の総数の増加に比べて、その労務災害の被災者数が低く抑えられ、平成20年以降は減少していること、さらに、検定合格警備員の勤務中の犯罪による検挙人員も低く抑えられていることに鑑みれば、講習会の実施により警備員の資質が確保されていると考えられ、本政策は有効であると評価できる。

表1 検定合格証明書の交付状況（平成18～21年の各年末における交付数（累計））

	H18	H19	H20	H21
1級	7,478	10,077	11,846	14,498
2級	55,470	86,022	103,472	130,284

表2 検定合格警備員の労務災害の被災者数（平成18～21年）

	H18	H19	H20	H21
被災者数（人）	156	215	193	188

表3 勤務中における犯罪により検挙された検定合格警備員数（平成18年～21年）

	H18	H19	H20	H21
検挙人員（人）	4	7	6	5

効率性の観点からは、行政機関側には、登録講習機関の登録の更新申請を審査する事務が発生したが、現時点における登録講習機関は社団法人警備員特別講習事業センター及び有限会社航空保安警備教育システムの2機関のみであり、大きな負担とはなっていない。

また、上記登録講習機関の各担当者に対し、

- ・ 登録の有効期間が3年であること
 - ・ 登録更新に当たっての負担
- 等についてヒアリングを行ったところ、
- ・ 更新は一定の負担となっているが、講習会の内容は情勢に応じて変更する必要があるので、3年間という登録の有効期間は妥当である。
 - ・ 3年に1度の登録更新を、講習会に用いる施設設備や講師を見直す機会と捉えれば、適正な講習会の実施のためにプラスになる。
 - ・ 特に空港保安警備業務については、国際テロ情勢を踏まえて対応しなければならないが、国際民間航空機関（ICAO）が作成する国際基準を満たし、国際的なルールにのっとった訓練を行うには、3年おきに講習内容等を見直すことは適当である。

旨の意見が寄せられるなど（別添2「登録講習機関に対するヒアリング結果について」参照）上記登録講習機関において負担を過大とする認識はないことから、本政策は効率的であると認められる。

国際民間航空が安全にかつ整然と発達するよう各国の協力を図ることなどを目的として設立された国連の専門機関の一つ。

4 評価の結果

(1) 警備業者が書面交付に代えて電磁的方法を用いる場合の手続

現在のところ、電磁的方法の利用自体は少ないものの、依頼者が電磁的方法を用いることを望んだ場合は、当該方法を利用することがおおむね可能であると認められる。他方、書面交付に代えて電磁的方法を用いる場合に、あらかじめ依頼者の承諾を得なければならないことによって生じる警備業者の負担は、手続の煩雑さやパソコン使用経費といったものにとどまるところ、仮に、警備業者の負担軽減のため、依頼者から口頭で承諾を取り付けば足りることとしたならば、承諾が依頼者の確定した意思に基づくものであるか否かを十分確認できないという問題が生じるおそれがあるので、当該負担は必要最小限のものであるといえる。

したがって、本政策は得られる効果が生じる負担を上回っており、費用対効果の面からも有効であるといえる。

(2) 登録講習機関の登録の有効期間と3年とすること

登録講習機関の登録の有効期間を3年と定めることにより、登録講習機関の公正性及び講習会の水準が確保され、ひいては検定合格警備員の水準が担保されていると評価できる。他方、これにより生じている負担は、更新申請事務に係る行政機関及び登録講習機関の事務負担にとどまり、仮に登録の有効期間をより長期とすれば、基準に適合しない登録講習機関が長期にわたり放置され、一定の水準を満たさない検定合格警備員が多数生み出されるおそれがあることから、当該負担は必要最小限のものであるといえる。

よって、本政策は得られる効果が生じる負担を上回っており、費用対効果の面からも有効であるといえる。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本事業評価書の作成に当たり、平成23年2月に開催した第21回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した。

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

(1) 警備業者が書面交付に代えて電磁的方法を用いる場合の手続

警備業者に対するアンケート結果～書面交付に代わる電磁的方法の利用について
～（別添1）

(2) 登録講習機関の登録の有効期間と3年とすること

社団法人全国警備業協会発行の「セキュリティ・タイム」2010 vol.382

7 評価を実施した時期

平成17年6月から平成22年11月までの間

8 政策所管課

生活安全企画課

警備業者に対するアンケート結果
～ 書面交付に代わる電磁的方法の利用について～

1 アンケート方法

平成22年11月、社団法人全国警備業協会の協力により、同協会に加盟する全国の警備業者（6,926業者）に対してアンケートを実施し、3,792業者（54.8%）から回答を得た。（図1）

図 1

回答率



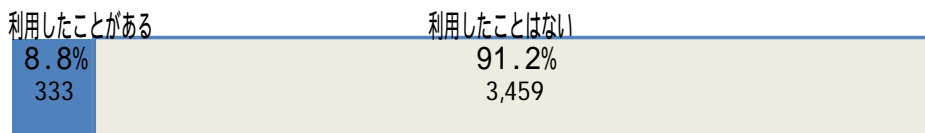
2 アンケート結果

(1) 書面交付に代わる電磁的方法の利用状況

書面交付に代わる電磁的方法を利用したことがあると回答した警備業者は、回答のあった3,792業者中、333業者（8.8%）であった。（図2）

図 2

書面交付に代わる電磁的方法の利用の有無

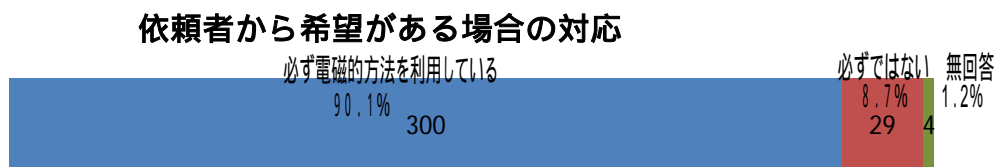


(2) 依頼者から希望がある場合の対応

(1)で書面交付に代わる電磁的方法を利用したことがあると回答した警備業者333業者に対し、依頼者からの要望がある場合には必ず電磁的方法を用いているか否かについて確認したところ、必ず利用していると答えたのは300業者(90.1%)であった。

(図3)

図3



なお、依頼者から希望があっても、必ず電磁的方法を利用しているわけではないと回答した29業者の電磁的方法を利用しない主な理由は以下のとおり。

主な理由

書面の交付が原則であると考えていることから、時間的余裕がある場合は書面を持参して直接手渡すため。

現場を確認する際や事前に打ち合わせをする際に直接手渡すことがある。

契約に係る詳細部分について分かりにくい場合は書面を持参して直接説明するため。

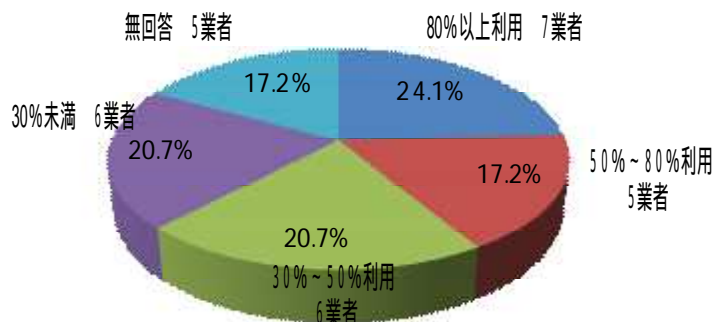
特に新規契約の場合、後のトラブルを防止するため。

(3) 必ずしも電磁的方法を利用しないと回答した者における依頼者の希望に応じて電磁的方法を利用する割合

(2)で依頼者から希望があっても、必ず電磁的方法を利用しているわけではないと回答した29業者に対し、どの程度依頼者の希望が実現しているのかを把握するため、依頼者の希望がある場合で電磁的方法を利用する割合について確認したところ、業者によりまちまちであることが判明した。(図4)

図4

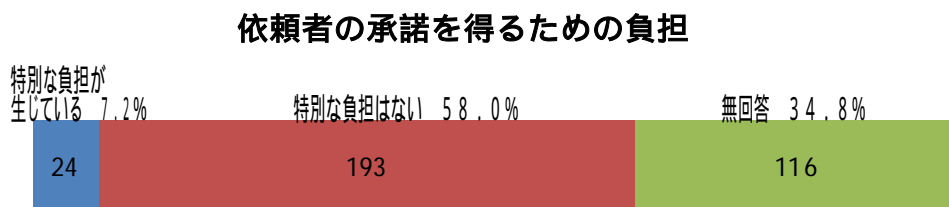
依頼者の希望に応じて電磁的方法を利用する割合



(4) 書面又は電磁的方法による依頼者の承諾を得るための負担

(1)で書面交付に代わる電磁的方法を利用したことがあると回答した警備業者333業者のうち、依頼者の承諾を得るために特別な負担が生じていると回答したのは24業者(7.2%)であった。(図5)

図5



また、これらの業者が主な負担として挙げたのは以下のとおり。

主な負担

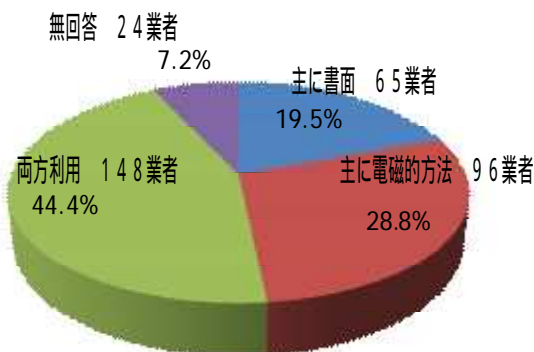
インターネットの使用料等を負担しなければならない。
パソコン操作に不慣れな者が多く、パソコン講座の受講等にお金と時間がかかる。
1日だけの現場が多いため、わざわざ承諾を得るのが面倒である。
メールや書面で承諾の返事をもらうのは手間がかかる。

(5) 書面交付に代わる電磁的方法を利用したことがある場合の主な依頼者の承諾方法

(1)で書面交付に代わる電磁的方法を利用したことがあると回答した333業者に対し、依頼者の承諾を得る方法について確認したところ、書面による承諾と電磁的方法による承諾を両方利用している業者が148業者(44.4%)と最も多かった。(図6)

図6

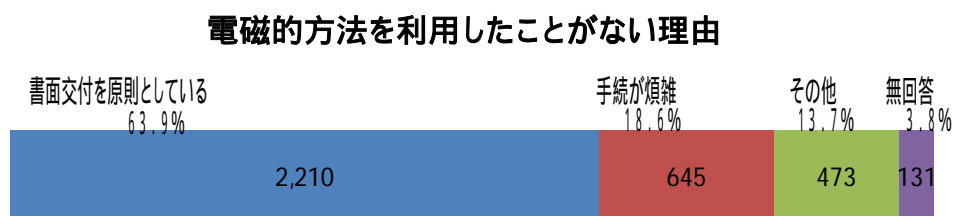
主な「依頼者の承諾方法」



(6) 書面交付に代わる電磁的方法を利用したことがない場合の理由

(1)で書面交付に代わる電磁的方法を利用したことがないと回答した3,459業者のうち、2,210業者(63.9%)が「書面交付を原則としている」という回答であり、最も多かった。「承諾を得る手続きが極めて煩雑である」と回答したのは、645業者(18.6%)であった。(図7)

図7

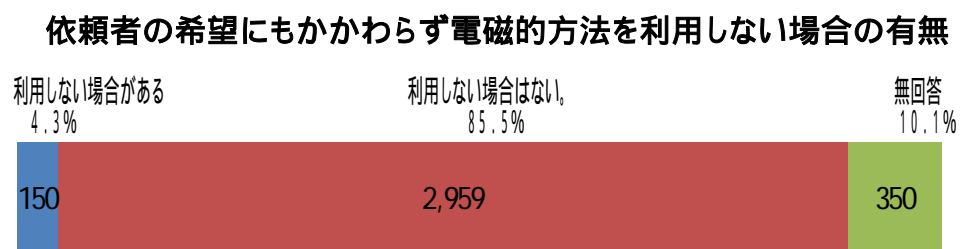


なお、「その他」と回答した473業者のうち、325業者(68.7%)が電磁的方法を利用したことがない理由について、そもそも依頼者からの希望がないためと回答している。

(7) 依頼者が希望しているにもかかわらず電磁的方法を利用しない場合の有無

(1)で書面交付に代わる電磁的方法を利用したことがないと回答した3,459業者のうち、依頼者が電磁的方法を強く希望しているにもかかわらず、電磁的方法を利用しない場合があると回答したのは150業者(4.3%)にとどまり(6)を踏まえると、書面交付を原則としつつも、依頼者から希望があれば電磁的方法を利用する意思のある業者が多いことが分かる。(図8)

図8



なお、「利用しない場合がある」とした150業者の主な理由は以下のとおり。

主な理由

依頼者の保護のため、書面交付を原則としているため。
契約内容の説明の際にいずれにしても依頼者と会う必要があるため、その場で手渡すこととしている。
誤送信防止のため。
電磁的方法だと契約内容等を依頼者に操作されるおそれがあるため。
オンライン化がされていないため。
パソコンを利用できるスタッフがいないため。

登録講習機関に対するヒアリング結果について

1 日時

平成22年11月 8 日（月） 15：00～15：30

2 場所

生活安全企画課

3 出席者

警察庁生活安全局生活安全企画課：下田課長補佐、齋藤課長補佐

登録講習機関：(社)警備員特別講習事業センター 中村事務局長

(有)航空保安警備教育システム 吉田事務部長

4 ヒアリングの趣旨

警備業法第27条の登録講習機関の登録については、3年（警備業法施行令第2条）ごとに、その更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うとされているところ、現在、講習機関登録簿（警備業法第26条第2項）に登録している登録講習機関2機関の担当者を招致し、更新期間が3年間であることにつき、特別な負担が生じているか否かについて聴取した。

5 ヒアリング概要

【(社)警備員特別講習事業センター】

更新に際して必要な書類を揃える事務が発生するため、更新期間は長い方が楽ではあるが、登録講習機関としての講習会はまだ歴史が浅く、警察庁の警備業担当者からの指導が不可欠であると考えており、3年に1度更新を行うのが適当であると感じている。

講習会の中身について、情勢に応じて変更が必要となってくるという観点からも更新期間は3年間で良いと思う。

3年に1度の登録更新を講習会に用いる施設設備や講師を見直す機会と捉えれば、適正な講習会の実施のためにプラスになる。

【(有)航空保安警備教育システム】

空港保安警備業務を担当する当方としては、特に国際テロ情勢を踏まえて対応しなければならないが、ICAOが作成する基準を満たし、国際的なルールにのっとって警備員を訓練しなければならない以上、3年おきに講習内容等を見直すことは適当であるとする。